

答 申 第 8 1 号  
平成25年10月31日

佐賀市教育委員会  
教育長 東島 正明 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項及び第10条第2号に基づく  
諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項及び第10条第2号に基づき、平成25年10月15日付佐市教委学教第1086号により諮問がありました「佐賀県教育情報システムによる佐賀市立小中学校保有個人情報の電子計算機処理の開始及び佐賀県教育情報システムと佐賀市立小中学校設置端末機との結合」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。